

コロナ禍における行政視察の受け入れ方針

令和4年9月27日 一部改正

行政視察の受け入れは、以下の事項を全て満たした場合かつ当市側担当部署等において受け入れ可能な場合のみできるものとする。

ただし、視察受入日前おおむね14日までに、受入先の地域又は当市において著しい感染拡大が確認された場合は受け入れないものとする。

ア 県外においては、緊急事態宣言（まん延防止等重点措置地域）及び医療非常事態宣言発出地等感染拡大地域でないこと。

イ 視察当日において、視察者（随行等当市に訪れる全ての者）に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者がいないこと。

なお、上記の受け入れ条件を満たさない場合でも、受入先及び当市側担当部署等と調整のうえ、オンラインが可能であれば、オンライン視察を受け入れることができるものとする。